

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成24年2月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

5. 鉱業、採石業、砂利採取業編について

本編は、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業（以下「鉱業」という。）に属する事業所について産業別に集計したものである。

なお、第1表は、産業小分類又は産業細分類が格付不能の事業所を合計に含めていることから、内訳の計とは一致しない。

また、第2表～第6表は、管理、補助的経済活動のみを行う事業所及び産業分類格付不能の事業所については除外していることから第1表とは数値が一致しない場合がある。

6. 調査対象品目

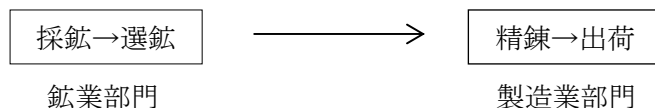
別表参照

7. 鉱業活動部門と他の活動部門との区分

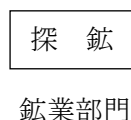
採鉱、選鉱など鉱業活動を行っている事業所が製造業など他の活動を行っている場合は、鉱業活動は以下の部分をいう。

(1) 金属鉱物に係る鉱業活動を行っている事業所

- ① 金属鉱物の採掘から精錬まで一貫して行っている事業所は、浮遊選鉱、比重選鉱、磁力選鉱など、一連の選鉱が終了するまでが鉱業部門となり、精錬、出荷は製造業部門となる。

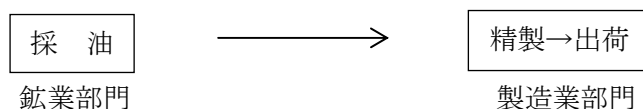


- ② 金属鉱物の採掘を行っていないとしても、採鉱を行っている事業所については、採鉱活動のみが鉱業部門となる。

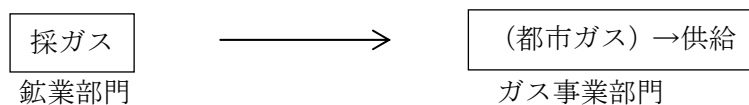


(2) 原油・天然ガスに係る鉱業活動を行っている事業所

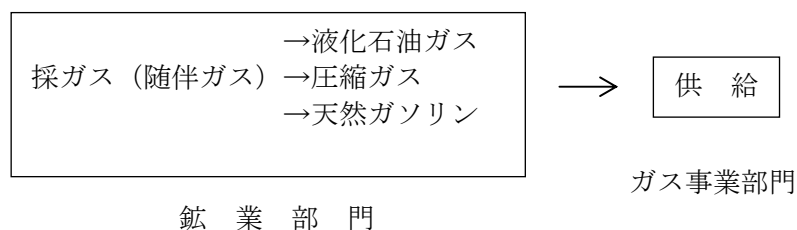
- ① 採油から石油精製まで一貫して行っている事業所は、採油に係る部分が鉱業部門となり、精製、出荷は、製造業部門となる。



- ② 天然ガスの採ガスをしている事業所が、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、一般ガス事業（一般の需要に応じて導管によりガスを供給する事業）などを行っている場合は、採ガスに係る部分が鉱業部門となり、供給はガス事業部門となる。



- ③ 自ら採ガスした天然ガス（随伴ガス）から液化石油ガス、圧縮ガス及び天然ガソリンを生産している事業所は、これらの生産部分も含めて鉱業部門となる。



(3) 採石、砂・砂利・玉石採取にかかる活動を行っている事業所

岩石の採石、砂・砂利・玉石の採取を行っている事業所は、採取現場で行う破碎、加工、洗浄は、すべて鉱業部門となり、買石もしくは砂・砂利・玉石を購入して他の場所で破碎し、洗浄だけを単独で行っている事業所は製造業部門となる。

採石、砂・砂利・玉石採取

鉱業部門

(4) 窯業原料用鉱物など非鉄金属鉱物に係る鉱業活動を行っている事業所

① 採掘現場（山元）で行う破碎、粉碎は、すべて鉱業部門となる。ただし、原石または原土をすべて買鉱して粉碎などを行っている事業所は製造業部門となる。

採鉱→選鉱→破碎→粉碎→出荷

鉱業部門

② 採掘現場（山元）で採鉱から焼成ドロマイト、シャモット、活性白土などの製造まで一貫して行っている事業所は、鉱物の乾燥、破碎、粉碎までが鉱業部門となり、焼成及び出荷は、製造業部門となる。

採鉱→選鉱（水簸を含む）
→乾燥
→破碎
→粉碎

→

焼成→出荷

製造業部門

鉱業部門

③ がいろ目粘土、天然けい砂の場合は、原土または原砂をすべて買鉱し、選鉱（水簸）、乾燥などを行っている事業所は、すべて鉱業部門となる。

買鉱→選鉱（水簸）→乾燥→粉碎→出荷

鉱業部門

④ がいろ目粘土の原土を全て買鉱し、選鉱（水簸）から焼成まで一貫して行っている事業所の場合は、粉碎までが鉱業部門となり、焼成及び出荷は製造業部門となる。

買鉱→選鉱（水簸）→乾燥→粉碎

→

焼成→出荷

製造業部門

鉱業部門

8. 統計表の項目の説明

- (1) 事業所数は、平成24年2月1日現在の数値である。
事業所とは、一般的に鉱山、鉱業所、選鉱場などと呼ばれているような経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - ② 従業者と設備を有して、鉱業活動が継続的に行われていること。
- (2) 従業者数は、平成24年2月1日現在の数値であり、以下の区分に分けている。
- ① 個人業主
 - ② 個人業主の家族で無休の者
個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している者をいい、雇用者並の賃金や給与を受けている者は含まない（常用雇用者に含む）。
 - ③ 有給役員（無給役員を除く）
法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。
 - ④ 常用雇用者
以下のいずれかに該当する者をいう。
ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - ⑤ 臨時雇用者
上記以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
 - ⑥ 別経営の事業所へ出向又は派遣している者（送出者）
 - ⑦ 別経営の事業所から出向又は派遣されている者（受入者）
- (3) 生産数量は、平成23年1月から12月までの1年間における数値であり、委託生産分も含まれる。
各生産品目の条件（精鉱中金属含有量、粗鉱量、精鉱量、製品など）及び定義は、次のとおりである。
- ① 金属鉱物
ア 事業所が高品位鉱（直送塊鉱）を精錬所に出荷している場合は、粗鉱であっても精鉱とする。
イ 同一事業所で二種以上の鉱石を同時に生産しており、共通の含有金属がある場合は、それぞれ含有金属ごとに合計している。
ウ 金属鉱物を採掘し、非鉄金属精錬まで一貫して操業している事業所は、金属鉱業部門が精鉱を精錬部門へ出荷（売鉱）しているものとする。
 - ② 石炭及び亜炭
石炭とは、一般炭及び無煙炭をいい、原料炭は含まない。
 - ③ 原油及び天然ガス
ア 天然ガスは、液化石油ガス、圧縮ガスなどの製品の原料として販売したものも含まれる。
イ 天然ガスの生産量には、損耗、空中放出分は含まない。
ウ 天然ガスのガス量表示の「基準状態」とは、温度15.6℃=60°F、絶対圧101 325Pa（760mmHg）、水蒸気で飽和された状態をいう。基準状態と標準状態の換算式は、次のとおりである。
基準状態におけるガスの体積量（千m³）

=1.076×標準状態におけるガスの体積量（千m³）

エ その他の原油・天然ガスは、自ら採ガスした天然ガス（随伴ガス）から生産したものに限られる。

④ 採石、砂・砂利・玉石採取

採石、砂・砂利・玉石採取は、採取した場所での洗浄分も含まれる。

⑤ 窯業原料用鉱物などの非鉄金属鉱物

鉱物の採掘から生石灰、消石灰、タンカル、シャモット、ドロマイトクリンカー、活性白土など加工度の高い製品まで一貫して生産している場合は、精鉱をこれらの製品の製造部門に売り渡したものとする。

(4) 生産金額は、平成23年1月から12月までの1年間に、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。

① 同一企業の他の事業所に出荷した生産品も生産金額に含まれる。

② 事業所から納入先へ持ち込み引き渡しの場合も、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。

③ 金属鉱物の複雑鉱（多種類の金属を含む鉱物）を精錬所に出荷した場合の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれ売鉱条件によって算出する。

ア 主体鉱種

生産金額＝{売鉱協定価格（または建値）×鉱石中金属含有量×精錬実収率}
－（粉鉱処理費＋熔練費＋精錬費＋鉱石運賃）

イ 随伴鉱種

生産金額＝{売鉱協定価格（または建値）×鉱石中金属含有量×精錬実収率}
－精錬費

④ 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃諸掛りを差し引いたものである。複雑鉱については、精錬所に出荷した場合と同様、上記算式により算出する。

⑤ 事業所が産業廃棄物として取り扱うような低品位鉱を売却して得た金額は「その他の収入」に、売却に要した費用は「その他の支出額」に含まれる。

(5) その他の収入は、平成23年1月から12月までの1年間に、鉱業活動以外で取得した収入額をいう。

(6) 鉱業活動に係る費用額は、平成23年1月から12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用であり、福利厚生費などの鉱業活動に直接かかわらない経費は含まない。

① 原料使用額とは、当該事業所が他の事業所から鉱石を購入（又は受け入れ）し、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の鉱石の購入金額（受け入れた鉱石は市価に換算）をいう。

② 資材使用額とは、木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬火工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額をいう。

③ 燃料・電力使用額とは、次の「ア」と「イ」の合計金額をいう。

ア 燃料とは、ガソリン、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、液化石油ガス（LPG）、石炭、石炭コークス、炭鉱ガス抜きガス、天然ガス、都市ガスなどの使用額をいい、自家発電のうち「売電（他の事業所に融通した電力を含む）」に使用した燃料などの使用額は含まない。

イ 電力とは、実際に使用した「購入電力」及び「自家発電」（使用数量×発電単価）の金額をいう。

④ その他の支出額とは、保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通

信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費などをいう。

⑤ 減価償却費とは、有形固定資産の減価償却費の合計金額をいう。

(7) 付加価値額は、下記算式により算出している。

付加価値額＝生産金額－鉱業活動に係る費用額（原料使用額＋資材使用額
＋燃料・電力使用額＋その他の支出額＋減価償却費）

(8) 給与総額(年間)は、平成23年1月から12月までの1年間に有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）総額をいう。

その他の支給額（年間）とは、有給役員及び常用雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく諸給付金をいう。

(9) 経営組織は、「個人経営」、「法人（外国の会社を除く）」、「外国の会社」及び「法人でない団体」に区分される。

① 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

② 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ア 会社

株式会社（有限会社を含む）、合資・合名会社、合同会社をいう。

イ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、信用金庫などが含まれる。

③ 外国の会社

外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

④ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(10) 資本金は、平成24年2月1日現在で払い込み済みの資本金の額である。

9. 地域区分

この統計表で使用している経済産業局の地域区分は、次のとおりである。

北海道	経済産業局	北海道
東北	〃	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	〃	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	〃	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	〃	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	〃	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	〃	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九州	〃	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	総合事務局 経済産業部	沖縄県

10. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないものは「-」、四捨五入による単位未満は「0」とした。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

11. その他の注意事項

(1) この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

(例)

- ・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 鉱業、採石業、砂利採取業編」
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 鉱業、採石業、砂利採取業編」より
- ・「平成24年経済センサス - 活動調査 鉱業、採石業、砂利採取業編」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が8月27日に発表した「平成24年経済センサス - 活動調査 鉱業、採石業、砂利採取業編」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話 (直通) 03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 03-3501-1511 内線2881~4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>